

民暴弁護士の寄稿文



【不当要求への対処法】

1 埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会では、暴追センターからの依頼を受けて、委員の弁護士が不当要求防止責任者講習の講師をさせていただく機会があります。

この講習は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（暴対法）に基づいて、公安委員会から委託された暴追センターが主催しています。暴力団員等によるさまざまな不当要求行為の被害を防止することを目的としている講習です。この講習では、不当要求行為への対処法について多くの時間を割いて説明しています。

2 不当要求とは暴行、脅迫その他の迷惑行為及び暴行、脅迫、迷惑行為の行使を示唆又は暗示する一切の言動並びに社会通念上、権利の行使又は実現のための限度を超える一切の不相当な行為をいいます。つまり、暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為があれば、誰が行ったかによらず、不当要求にあたるといえます。

不当要求があった時にはどのように対応すればよいのでしょうか。まず、相手の所属団体名、住所氏名、電話番号などを確認しましょう。自動車のナンバーなども役に立つでしょう。後に警察に問い合わせたり、弁護士会照会をしたりして、相手の属性を調べる際の手掛かりとなります。

相手に会う前には準備をしましょう。相手よりも多い人数で対応するようにします。サッカーではありませんが、相手よりも人数が多いということは圧倒的に有利になります。数的優位を保って相手に臨みましょう。民事介入暴力を専門にしている弁護士であっても、いずれも単独で事件の対応をすることはありません。かならず複数で対応するようにしています。そして、絶対に相手の事務所にはいかないでください。ホームでの試合は、やはり有利に運ぶことができます。相手に有利なアウェイでの試合を避けましょう。

実際に相手の前では「すみません」「分かりました」などの不用意な発言をしてはいけません。そして決定権のあるトップが対応しないことです。トップが対応を誤って相手の要求を吞んでしまうと、言質を取られてしまいます。相手が書類を用意してくることがあるかもしれませんが、署名・押印をしないでください。理由のない念書や詫び状

なども作成してはいけません。とにかく書面は作らないことです。

対応にあたっては、解決を急がないようにしましょう。解決を急ぐあまり不当な要求を呑んでしまってはいけません。即答はせず、録音を取るなどして交渉経過を記録しましょう。

不当要求に対峙するのは精神的に負担の大きいものですから、対応する方の負担ができるだけ軽くなるようにしなければなりません。そして、いざという時に適切な対応がとれるように心構えをしておくことが大切だと思います。

- 3 不当要求に対応している段階では、相手方が暴力団等であるかどうか分からない場合があります。むしろ、相手が暴力団であると確定できる場合はほとんどないでしょう。今回ご紹介した不当要求への対処方法は、多くが相手が暴力団員であるか否かといった属性を問わずに応用できるものです。最近では相手方が暴力団等でない場合の不当要求行為も多発しています。たとえば、いわゆるカスタマーハラスメントは顧客による店員等への不当要求であると考えられます。

また、企業対象暴力のような民事事件における不当要求行為を民事介入暴力と呼んでおりますが、行政を対象とする行政対象暴力や、学校を対象とする教育対象暴力なども増えています。近年は、幅広い人が不当要求行為への対処方法を身に付ける必要が出てきています。

ぜひ、不当要求防止責任者講習で得られる不当要求に対する対応方法についての知識を活用してください。

そして、ご自身で対応が難しいときには、暴追センター、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会にご相談下さい。

寄稿者

〒330-0802

さいたま市大宮区宮町3-11-3

栗原ビル4階

稲垣法律事務所 ☎ : 048-788-1486

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 稲垣 賢一

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.180」から転記したものです。